

富山市社会福祉協議会市民モニター設置要領

(目的)

第1条 この要領は富山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の事業や福祉問題・課題に対する市民の意見や要望を聴取し、これを広く市社協事業に反映するため、社会福祉協議会市民モニター（以下「モニター」という。）の設置を目的とする。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 市社協事業に関するアンケート調査への協力
- (2) 市社協事業への参加・協力
- (3) 市社協事業に対する提言
- (4) モニター会議への出席
- (5) その他市社協会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項

(資格)

第3条 モニターは、募集年度の4月1日現在満18歳以上で、インターネット（電子メールを含む。）を日本語で利用することができ、次のいずれかに該当する方とする。

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に在する事務所又は事業所に通勤する方
- (3) 市内に在する学校に在学する方

(応募)

第4条 モニターに応募しようとする方は、市社協のホームページに掲載されている様式1で手続きをしなければならない。

(登録)

第5条 会長は、応募された方の状況を総合的に判断し、登録の可否を決定する。

その可否については様式2により通知する。

- 2 モニターの定員は10名以内とする。
- 3 登録内容に変更が生じた場合は速やかに様式3により会長に届け出るものとする。
- 4 登録されたモニターは富山市ボランティアセンターにおいてボランティア保険に加入する。

(任期)

第6条 モニターの任期は就任から2カ年とする。ただし、再任はできないものとする。

(謝礼)

第7条 謝礼は、モニター会議出席1回につき1,000円とし、1年を単位として一括で支払う。

(登録の取消)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの登録を取り消すものとし、様式4により通知するものとする。

(1) モニターが第3条の資格要件を欠いたとき

(2) モニターから様式5により辞退の申し出があったとき

(3) 登録されたアドレスで電子メールが到達しなくなったとき

(4) その他、会長が不適當であると認めたとき

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。